

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成21年6月8日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳代志 君
兼高齢者福祉課長		兼保険年金課長	
経済建設部次長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
兼都市計画課長			
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 報告第3号 平成20年度豊明市土地開発公社決算並びに平成21年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- (6) 推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦について
- (7) 議案上程・提案説明
 - 議案第47号 豊明市税条例等の一部改正について
 - 議案第48号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
 - 議案第49号 愛日地方教育事務協議会規約の一部改正について
 - 議案第50号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について
 - 議案第51号 尾張農業共済事務組合規約の一部変更について
 - 議案第52号 平成21年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 報告第3号
- (6) 推薦第1号
- (7) 議案上程・提案説明
 - 議案第47号から議案第52号まで

(8) 議員派遣の件

午前10時開会

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成21年第2回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員21名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年豊明市議会第2回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成21年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

一昨日開催されました桶狭間の古戦場まつりは、大変天候にも恵まれまして、市民の多くの皆さんや、県内各地からたくさんの方の来訪者を迎え、盛大に開催されましたことに対し、実行委員会並びに地元関係者等々、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

また、皆さんもご承知のとおりでございますけれども、来年は合戦から数え450年の節目の年を迎えることになっております。したがって、関係各位の英知を結集をいたしまして、趣向を凝らしたまつりを実現するために、桶狭間の歴史とかその伝承等を深め、あるいはたくさんの方の皆さんの関心と感動を味わっていただけるような地域の活性化と観光に結びつけられるようなまつりにしていきたい、こういうように考えております。

議員各位の皆さん、並びに市民の皆様方のご提言、ご支援を、切にお願いを申し上げる次第であります。

さて、本定例会に提案をさせていただきました案件は、補正予算を始め8案件でございます。それぞれの案件に対しまして十分にご審議を賜りまして、全案件ともお認めいただきますよう心からお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

山田英明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る6月2日に委員会を開催し協議いたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせがしてありますので、主な事項についてのみご報告をいたします。

初めに、今期定例会の会議日程につきましては、お手元に配付がされておりますとおり、本日から6月26日までの19日間とし、一般質問につきましては、10名の議員から通告がありましたので、6月9日及び6月10日の2日間を質問日に充て、それぞれ5名ずつの質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いであります。推薦第1号は人事案件でありますので、本日即決することとし、議案第47号から議案第52号は所管の各常任委員会に付託することといたしました。

また、陳情等につきましては、お手元に配付がされておりますとおり、いずれも参考配付といたしました。

なお、議席の一部変更につきましては、本日の日程3で議長から諮られる予定でありますので、ご承知おきを願います。

さらに、お手元に配付がされております議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

最後に、討論の通告期限につきましては、6月25日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意をお願いします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、3番 山田英明議員と19番 月岡修一議員

を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間と決定いたしました。

日程3、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.8 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席ください。

(新議席に着席)

No.9 ○議長(坂下勝保議員)

日程4、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.10 ○代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成21年1月から同年3月の各月末日現在の出納保管の状況を、平成21年2月26日、3月30日、4月27日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたも

のでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、防災安全課、土木課、体育課を2月に監査したものでございます。

監査の結果につきましては、防災安全課においては、放置自転車等撤去処分業務委託において、見積徴集結果表の記載に不備が見受けられましたので、留意されたいという件。

土木課においては、花壇管理・駅前広場緑化業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約をされているが、その場合に係る豊明市契約規則第24条の3に定める手続がとられていないので、適切な処置をされたいという件。

体育課においては、ふれあい広場設置費等補助金において、交付申請書の添付書類に不備が見受けられたので、今後、申請書の審査は確実にを行い、申請書類に不備のないよう指導されるとともに、適正な補助金交付に努められたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がされているものと認めたものでございます。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.11 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしましたとおり、3件につきましてはいずれも参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程5、報告第3号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

塚本総務課長。

No.12 ○総務課長(塚本邦広君)

それでは、報告第3号 平成20年度豊明市土地開発公社決算並びに平成21年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告につきましてご説明を申し上げます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項をご報告するものでございます。

まず、決算のほうからご説明を申し上げます。

2ページの事業報告書をお開きください。

まず、1 総括事項としましては、平成20年度の取得事業はございませんでした。

処分事業につきましては、用地売却原価3億1,142万7,369円で、面積2,595.92平方メートルを豊明市へ売却処分いたしました。

その結果として、平成20年度末の保有量は4億7,959万9,201円で、面積は2,627.88平方メートルになったということであります。

次に、個別の事業内容につきましてご説明をいたします。

なお、19ページの参考資料、平成20年度豊明市土地開発公社事業実績は、事業名ごとにまとめてございますので、こちらもあわせてごらんください。

処分事業につきましては、都市計画道路用地で(1)から(3)では、桜ヶ丘沓掛線用地として、栄町内山地内の合計499.90平方メートルを売却費7,893万7,937円にて豊明市へ売却処分いたしました。

同じく(4)大脇館線用地としては、栄町南館地内の408.96平方メートルを売却費1億4,012万1,653円で市へ処分いたしました。

次に道路用地では、(5)間米41号線用地として、間米町廻渡地内の272.00平方メートルを1,281万2,813円で市へ処分しました。

同じく(6)栄311号線用地としては、栄町裏畑地内の91.06平方メートルを売却費628万2,508円で市へ処分いたしました。

最後に公園用地では、(7)と(8)を大原公園用地として栄町大根地内の合計1,324.00平方メートルを7,327万2,458円にて、いずれも豊明市へ売却処分いたしました。

以上で、1 総括事項の説明を終わりました、3ページに戻っていただきたいと思っております。

2 役員会に関する事項ですが、平成20年度中の役員会に関する事項は、昨年5月、9月、本年3月に理事会を開催いたしまして、計7件の案件をご審議いただいたということになります。

続きまして、4ページに移ります。

平成20年度豊明市土地開発公社決算状況報告書をご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部ですが、これは公社の単年度の経常的な事業活動をあらわしたものであります。

まず、上段の収入ですが、目の名称でご説明をいたします。

1、公有用地売却収益は、昨年9月の補正予算事業計画の変更として、栄町内山地内

の桜ヶ丘脊掛線用地を 6,386 万 4,000 円、栄町大根地内の大原公園用地を 808 万円、以上2つの事業を合計した 7,194 万 4,000 円を増額補正いたしております。そして、先ほど説明いたしました市への処分に係る売却益で、執行額といたしましては3億 1,142 万 7,369 円でありました。そして1、受取利息は、銀行への預金利息として10万 3,956 円。収益的収入の合計といたしましては、執行額3億 1,153 万 1,325 円となりました。

次に、下段の支出の部でございますが、同じく目の1、公有用地売却原価として、こちらも上段の収入と同様、事業計画の変更として 7,194 万 4,000 円を増額補正いたしました。執行額は、収入の1、公有用地売却収益と同額の3億 1,142 万 7,369 円。そして1、人件費として、議員理事の報酬が4万 3,200 円でした。2、経費につきましては、節6 公租公課として、法人県民税、法人市民税の計7万円を執行いたしました。締めて収益的支出の合計といたしまして、執行額は3億 1,154 万 569 円となりました。

続きまして、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございますが、これは取得した土地についてあらわしたものであります。

まず、上段の収入ですが、目の1、借入金は、執行額 583 万 3,209 円でありました。

一方、下段の支出としましては、1項5目 支払利息は、四半期ごとに借入金の手形を更新する際に、金融機関に支払う利息等でありましたが、執行額は 654 万 674 円となりました。

2項の償還金、1目 借入償還金につきましても、事業計画の変更として 7,194 万 4,000 円を増額補正いたし、最終的に金融機関に3億 1,059 万 5,304 円を償還いたしました。

以上、資本的支出の合計は3億 1,713 万 5,978 円となりました。

続きまして、6ページをお願いします。資金執行計算書であります。

今、説明いたしました予算執行の平成 20 年度中の現金収支をあらわしたものでございます。

まず、受入資金として、1 事業収益、2 事業外収益、3 長期借入金、4 前年度繰越金とありまして、その計が3億 3,281 万 646 円となっております。

一方、支払資金としては、1 販売費及び一般管理費、2 公有地取得事業費、3 償還金がありまして、その計は3億 1,724 万 9,178 円となりました。

差し引き 1,556 万 1,468 円は、翌年度へ繰り越しをいたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。損益計算書です。

これは、20 年度の損益をあらわすものでありますけれども、一番下段をごらんいただきたいと思っております。本年度の純損失は 9,244 円でありました。

次に、8ページをお願いいたします。財産目録です。

資産の部の区分といたしまして、預金、基金、土地がありまして、それを合計いたしまして5億 516 万 669 円となります。

負債の部の区分は長期借入金のみで、市内金融機関から合計4億 7,934 万 6,601 円を

借り入れいたしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。事業原価計算書であります。

これは、平成20年度末の公社の保有地の残高をあらわすものであります。

20年度の事業原価の増加分としては、(5)支払利息のみで、654万674円が生じました。前年度末の未処分用地は、昨年度決算数値の7億8,448万5,896円、当年度用地売却原価として3億1,142万7,369円、それらを差し引き整理いたしますと、一番下の20年度末未処分用地としまして4億7,959万9,201円となりました。

次に10ページ、貸借対照表です。

資産の部といたしまして、1 流動資産、2 固定資産とありまして、資産合計としましては5億516万669円となりました。

負債の部といたしましては、1 流動負債、2 固定負債とあり、負債合計4億7,934万6,601円となりました。

資本の部としては、1 資本金と、2 準備金がありまして、合計しますと2,581万4,068円となりました。

そして一番下、負債と資本の合計は5億516万669円となりまして、資産の合計と一致いたしております。

続きまして11ページ、これはキャッシュ・フロー計算書であります。

これは現金、いわゆるキャッシュの増減を把握するためのものであります。

上から、Ⅰ 事業活動によるキャッシュ・フロー、Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー、Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フローとありまして、それぞれを合計する形で当期のキャッシュの増減をあらわしています。

その結果、一番下、当年度末のキャッシュの残高としまして556万1,468円となりました。

続きまして、12ページの剰余金処分計算書であります。

利益及び損失の処分について、豊明市土地開発公社定款の第25条第2項の規定により処分するものであります。

本年度は、当年度純損失が9,244円生じたので、これを前年度繰越剰余金である1,582万3,312円から減額して整理しまして、翌年度繰越剰余金の額は1,581万4,068円となっております。

次に、13ページ以降の平成20年度決算付属明細書について、ご説明をさせていただきます。

14ページ、15ページの平成20年度公有用地明細表につきましては、土地開発公社所有の土地が20年度中にどのような動きがあったかを示しております。

そして15ページの一番下段、合計の一番右、20年度期末残高の項目を見ていただきますと、保有高の合計は4億7,959万9,201円、保有面積の合計は2,627.88平方メートルとなっております。

次に、16 ページの長期借入金明細表と、17 ページの短期借入金明細表は、事業ごと及び借入日ごとに借入先をあらわしたものであります。

平成 20 年度期末残高としては、市内の金融機関3行より合計4億 7,934 万 6,601 円借り入れいたしております。

次に、18 ページをお願いします。事業収益明細表及び事業原価明細表は、事業から生じる収益及び費用についてあらわしたものであります。

一番下の資本金明細表は、出資団体別に出資金をあらわしたもので、豊明市から 1,000 万円の出資があることを示しております。

以上で、平成 20 年度豊明市土地開発公社決算についての説明を終わります。

続きまして、21 ページ以降の平成 21 年度事業計画及び予算の報告のご説明を申し上げます。

初めに、22 ページの平成 21 年度豊明市土地開発公社事業計画ですが、取得事業はございません。

処分につきましては、都市計画道路用地 117.05 平方メートル、道路用地 39.84 平方メートル、公園用地 333.00 平方メートル、合計 489.89 平方メートルを予定しております。

この明細につきましては、末尾の 31 ページの参考資料、平成 21 年度豊明市土地開発公社事業計画で事業名ごとにまとめてありますので、これをごらんいただきますと、桜ヶ丘沓掛線で 117.05 平方メートル、阿野 28 号線で 39.84 平方メートル、大原公園で 333.00 平方メートルという内訳になっております。

以上、平成 21 年度豊明市土地開発公社事業計画につきましてご説明させていただきました。

23 ページにお戻りいただきまして、平成 21 年度豊明市土地開発公社予算についての説明をいたします。

まず収益的収入及び支出でありますけれども、収入の第1款 事業収益の第1項 公有地取得事業収益につきましては、先ほどの事業計画で処分して得られる収益 8,440 万 5,000 円を計上しております。第2款 事業外収益につきましては、受取利息 11 万 8,000 円、雑収益で 1,000 円、合わせまして 11 万 9,000 円を計上してあります。収入合計は 8,452 万 4,000 円を計上いたします。

一方、支出は、第1款 事業原価の第1項 公有地取得事業原価につきましては、やはり先ほどの事業計画で処分する 8,440 万 5,000 円を計上いたしております。第2款 販売費及び一般管理費については 11 万 4,000 円を、第3款 予備費については 5,000 円を計上いたしまして、支出合計は 8,452 万 4,000 円を予定しております。

次に、24 ページです。資本的収入及び支出についてであります。

収入の第1款 資本的収入の第1項 借入金につきましては、取得事業はございませんが、保有している公有用地の借入金残高に対する支払利息として必要な額 600 万円を計上しています。

また、支出の第1款 資本的支出の第1項 公有地取得事業費につきましても、支払利息として必要な額 600 万円を計上しております。

また、第2項の償還金につきましては、事業計画で処分して得られる収益 8,440 万 5,000 円を計上いたしております。

次の 25 ページから 27 ページまでは、ただいま説明いたしました収入、支出の予算の執行計画及び資金計画書でありますけれども、詳細のほうは省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、28 ページの予定損益計算書をごらんください。

こちらは、21 年度の公社の損益をあらわすものでありますけれども、1 事業収益、2 事業原価、3 販売費及び一般管理費、4 事業外収益、いずれも収支予算と同額となり、一番下の欄、当年度純利益としては 5,000 円を予定しております。

29 ページをお願いします。こちらは予定事業原価計算書であります、21 年度末の公社の保有残高をあらわすものであります。21 年度の事業原価は、(5) 支払利息のみで 600 万円、前年度末未処分用地が 4 億 7,959 万 9,000 円、当年度用地売却原価が 8,440 万 5,000 円、それらを差し引きしまして、一番下段の 21 年度末未処分用地としまして 4 億 119 万 4,000 円となる予定をしております。

次の 30 ページは、予定貸借対照表であります。

資産の部としまして、1 流動資産、2 固定資産とあり、資産合計としては 4 億 2,676 万 2,000 円となり、負債の部としては、(1) 長期借入金 4 億 94 万 1,000 円、資本の部としては、1 資本金と、2 準備金がありまして、合計いたしますと 2,582 万 1,000 円、そして一番下、負債と資本の合計が 4 億 2,676 万 2,000 円となり、これも資産合計と一致をさせております。

これで 21 年度の予算につきましてご説明を終わらせていただきまして、以上をもちまして、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

No.13 ○議長(坂下勝保議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について、質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.14 ○15番(山盛左千江議員)

まず、4 ページの表ですけれども、上の段の収入のところを受取利息 10 万 3,956 円が計上されておりますが、この運用の方法とか利率についてご説明いただきたいと思っております。

それから、1 ページ前のところと、今のその 4 ページとももちろん関係するんですけれども、販売費及び一般管理費の人件費報酬ということで、予算で 4 万 4,000 円、4 万 3,200 円執行されて残金が 800 円ということなんですけれども、3 ページを見ますと、3 回理事会が開かれ

たというふうになっております。

この人件費の支払いの執行状況について、それから、1回それぞれにどのくらいの会議時間をかけられたのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、16 ページの長期借入金の明細表ですけれども、一番右端のところの備考に年号を入れてくださったので、大変見やすくなってありがたいわけですけれども、契約を結んだときの覚書、5年以内に買い戻しをしてもらうという、そういう覚書どおりに今回、20 年度執行されたのがどの部分であるのか。

それから、その覚書どおりにいかなかったところが、もしあったとすれば、説明いただきたいと思います。

さらに、上のほうに平成 14 年の事業がたくさん並んでおりますけれども、この部分については、債務負担行為をしていなかった時代のやつですけれども、今後、市としては買い取りですけれども、どんなふうを考えていかれるのか、予定がありましたらご説明をいただきたいと思います。

それから、一番最後の 31 ページ、21 年度の事業の計画の処分のほうの表ですけれども、上の2つ、桜ヶ丘沓掛線と阿野 28 号線については、豊明市の当初予算の中に計上されておりますけれども、大原公園についてはまだ計上がございませんが、公社のほうには計画が入りました。この買い戻しは、市のほうの問題になりますけれども、いつどのように買い戻されるのか、またその財源についてはどのように担保された上での公社の計画なのでしょうか。

以上、いろいろありますが、よろしく願いいたします。

No.15 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

塚本総務課長。

No.16 ○総務課長(塚本邦広君)

まず、預金の運用につきましてですけれども、20 年度の8ページを見ていただきますと、預金、基金とありまして、まず預金 1,556 万 1,468 円で、1,000 万が定期預金を組んでございます。残りの 556 万 1,468 円は普通預金で運用しております。1,000 万につきましては、利率 0.45%であります。下の基金の 1,000 万円につきましては、市の出資金でありまして、こちらでも定期預金を組んでおりまして、利率が 0.5%の利息がつきます。

それから、委員報酬の件ですけれども、4ページをごらんいただきますと、報酬としまして 4万 3,200 円お支払いしております。

これの理事会の状況が3ページに記載してございます。年3回開催させていただきまして。各回ほぼ 30 分程度の時間でございます。

続きまして、16 ページにまいります。

まず本年度末としましては、備考にH15と書いてございます平成15年取得の部分の処分を市のほうに行いました。平成14年で1件、2行目の大原公園用地につきましても、市のほうへ処分を行っております。

今後、平成14年に取得した部分はどうするかということですが、まず予算としましては、引き続き平成16年以降、債務負担がかかっているものが迫ってまいりますので、少なくとも平成16年の取得分につきましては、平成21年に必ず計上する。それから、平成17年度取得のものにつきましては、平成22年度に必ず計上するというような予定をしております。

平成14年の取得の部分につきましては、覚書を延長しておりますけれども、なるべく早く予算化をするよう事業課に求めてまいります。

31ページの処分の平成21年度の事業計画でございます。ご指摘のとおり、上の2つの項目につきましては、豊明市のほうも当初予算に計上されております。公園用地の大原公園は、公社で544平方メートルのうちの333平方メートル分を予算化させていただきましたけれども、市のほうは当初予算では計上されておられません。

これにつきましては、競馬場の環境整備費の寄附金の状況を見て、年度中に予算化する予定であるという返答をいただいております。

以上でございます。

No.17 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.18 ○14番(榊原杏子議員)

ちょっと確認も含めて質問させていただきたいんですけれども、16ページの借入金の明細の表と、それぞれの持っている土地との関連性がわからないものですからお聞きをするんですけれども、この表の中の右のほうに期末残高の記載がありまして、そのうち括弧がついているものが、1年以内に期限が来るものというふうに認識をしておりますけれども、これが3つあります。

上から2番目の14年取得分に関しては、20年に一部を買われたということですが、あと残りの分については、返済の期限はまいりますけれども、どのようにされるのでしょうか。

それから、H16取得分の阿野28号線は全部買われるようですが、桜ヶ丘沓掛線は21年の処分の計画では117平米ということですが、これが全部ということよろしいのでしょうか。お願いします。

No.19 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

塚本総務課長

No.20 ○総務課長(塚本邦広君)

16 ページの2行目の大原公園の件でございますが、ご承知のように、1年以内に返済予定が迫ってまいりますのが3,000万何がしでございます。覚書を平成19年に延長させていただいておりますので、本年度に借り入れ期限がまいりますので、これを借りかえする予定でございます。

桜ヶ丘沓掛線の公社が取得した部分が、事業のすべてであるかということかと思えますけれども、事業用地、道路をつくるための用地は、それ以後まだ残ります。これについては、いつの時点で公社で買うのか、それとも市が直買するのかはまだとりあえず計画は立っておりません。

No.21 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.22 ○14番(榊原杏子議員)

すみません。ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、大原公園のほうは借りかえをされるということでわかりました。

その真ん中辺ですか、H16 取得分の中で期限が来るものがありますね。桜ヶ丘沓掛線のほうの4,209万円の期限が来るものは、21年度の取得する117平米のものと対応していて、これで全部なくなるということかという確認がしたかったので、それについてお答えいただきたいと思います。

それから、大原公園のほうは、21年に取得される予定の333平米を買っても、まだ残りがあるはずですが、それについては予定は立っていますでしょうか。もしわかれば教えていただきたいと思います。

No.23 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

塚本総務課長。

No.24 ○総務課長(塚本邦広君)

大原公園につきましては、21年度で333平方メートル、残りの211平方メートルにつきましては、22年度に処分してすべて終わるという予定でございます。

それから、栄町内山 47 番地 580 という1筆でございますけれども、平成 21 年度の当初予算で処分予定 117.05 平方メートルと同じでございます。

以上です。

No.25 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.26 ○15番(山盛左千江議員)

これも確認なんですけれども、先ほどの理事会ですが、3回ともすべて30分程度ということだったんですが、厳密に時間が何時から何時までというふうにわかれば教えていただきたいのと、それにかかる費用は1回 7,200 円ということで理解してよかったですでしょうか。

それから、21 年度の予算の報酬は少し減っているようですけれども、短いほうの4時間以内の 5,000 円で予算化されたのかと思いますけれども、その報酬についてももう少し詳しい説明をお願いいたします。

No.27 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

塚本総務課長。

No.28 ○総務課長(塚本邦広君)

理事会は、平成 20 年度に3回行ってございまして、平成 20 年5月9日につきましては、9時半から10時、約30分でございます。平成 20 年9月5日に行っております理事会については、10時から10時20分ほどで、これは30分より少し少ないです。平成 21 年3月10日につきましては、10時から10時半の30分でございます。

この20年度につきましては、各日、各人に当たりまして7,200円支払いをいたしております。

平成 21 年度の予算につきましては、公社の役員の報酬及び費用弁償支給規程がございまして、その3条に、「豊明市の非常勤特別職の例による」という言葉がございますので、市のほうが4時間規定を盛り込まれて、その他委員、1回が4時間以内5,000円という規定を設けられましたので、自動的に公社のほうもそれを適用する形となります。

以上でございます。

No.29 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.30 ○15番(山盛左千江議員)

すみません、これも確認になりますが、その理事で報酬をいただけるのは一般の方ですか、どなたでしょうか、お願いいたします。名前は結構です、役職でお願いいたします。

No.31 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

塚本総務課長。

No.32 ○総務課長(塚本邦広君)

理事会は、市の職員と議員の理事2名入ってございます。お支払いしているのは、議員理事2名の分でございます。

以上です。

No.33 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、日程5を終わります。

日程6、推薦第1号を議題といたします。

事務局長をして説明させます。

神谷議会事務局長。

No.35 ○議会事務局長(神谷清貴君)

それでは、推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦についてご説明いたします。

現在、議会より推薦されました3名の議員の方が本年7月19日をもって辞任されますので、7月20日より欠員となります。よって、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、新たに学識経験者として議会が3名の委員を推薦するものでございます。

以上です。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

お諮りいたします。本案については7番 平野龍司議員、11番 村山金敏議員、22番

前山美恵子議員の3名の方を推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.37 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、農業委員会の委員となるべき者として、7番 平野龍司議員、11番 村山金敏議員、22番 前山美恵子議員の3名の方を推薦することに決しました。

これにて、日程6を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時5分再開

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第47号から議案第52号までの6議案を一括議題といたします。

初めに、議案第47号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.39 ○総務部長(山本末富君)

議案第47号 豊明市税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出しますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

机上に参考資料を配付してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

今回の改正は、市民税では、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、固定資産税では、長期優良住宅に係る特例措置の創設の2点が主な改正となります。

市民に直接関係した点を中心に説明し、字句の訂正や条項の移動のみなど内容の変更がない部分は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、内容の説明を行いますので1枚はねてください。

上から6行目の第37条第1項の削除から第45条の5までの改正は、住民税の公的年金から特別徴収の方法で、年金所得、給与所得以外の所得を公的年金から特別徴収する場合の規定が削除されました。

下から4行目の第54条の改正は、固定資産税の非課税の範囲に医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産が拡充され、社会医療法人、非営利型一般社団法人

人、財団法人、社会福祉法人などが設置する養成所も新たに追加となりました。

次のページ、上から7行目の1条追加の改正は、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産が非課税に追加され、この適用を受けるための市長への申告書の提出事項を規定した条文でございます。

下から10行目の附則第7条の3の見出しの削除から、一番下の追加の条文の第7条の3の2までの改正は、個人住民税における住宅ローン特別控除の規定であり、平成21年から平成25年までに入居した者を対象に、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、住民税の9万7,500円を限度に控除する。この控除は、住宅借入金等特別税額控除申告書にかわって市民税申告書、確定申告書、給与所得のみの者は年末調整がされている給与支払報告書により適用されます。

また、税源移譲に伴う住宅ローン特別控除も同様に取り扱いされるため、住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が、納税通知書の送付された後の取り扱いの適用が削除されました。

次は、2枚はねていただきます。

最初からいいますと5枚目になりますけれども、上から5行目の追加の条文は、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された長期優良住宅について、固定資産税の税額から2分の1を減額するもので、120平方メートルまでを限度とし、減額期間は5年分、中高層耐火建築物は7年の適用を受けるための市長への申告書の提出事項を規定した条文でございます。

次は、下から9行目の附則第17条の改正は、長期譲渡所得に係る市民税の課税に、平成21年1月1日から平成22年12月31日の間に取得した土地を、所有期間が5年を超えて譲渡した場合には、所得控除の1,000万円の特別控除の追加されたことによる条文の整備によるものでございます。

次のページ、上から2行目の附則第18条第5項第2号と、その下の附則第19条第2項第2号の改正は、土地の短期譲渡所得、株式等の譲渡所得の所得割の税額を計算する中で、税額控除に住宅ローン特別税額控除が追加されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

上から9行目の豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正の第2条の改正は、昨年6月に改正され、施行日が平成22年1月1日及び平成22年4月1日の未施行の条文に対して改正を行うため、昨年6月の改正規定を改正するものでございます。

昨年6月の改正の附則第1条第1号中の改正は、外国配当等に係る軽減税率に伴う経過措置を、平成23年までの1年間延長するもの。4行下の附則第2条の改正は、上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率が平成20年12月31日に廃止に伴う経過措置として、平成21年、22年の2年間は、配当については100万円以下、株の譲渡益は500万円以下の部分は軽減税率の特例措置がありましたが、軽減税率が平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間延長されたことによる条項の整備の改正でございます。

ます。

次のページをお願いいたします。

上から6行目の豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正の第3条の改正は、昨年12月に改正され、施行日が平成22年1月1日の未施行の条文に対して改正を行うため、昨年12月の改正規定を改正するものでございます。

附則第16条の3第3項第2号の改正は、上場株式等の分離の配当所得に対する税額控除に、住宅ローン特別控除の追加による条文の整備でございます。

次からは、附則でございます。ここから最後のページまで、それぞれの施行期日、経過措置を定めたものでございます。

施行日といたしましては、公布の日から施行をいたします。

ただし、次の各号に掲げる規定は、そこに定められた日から施行するものでございます。

主なものといたしまして、(1)の土地の長期、短期譲渡所得、株式の譲渡所得に対する税額控除に住宅ローン特別控除の追加は、平成22年1月1日から。次のページになりますけれども、最後から1枚前になりますけれども、(2)の平成21年から平成22年の2年間に取得した土地を5年以上所有した後に譲渡した場合の所得の特例措置は、平成22年4月1日から。(3)の金融商品先物取引等の課税に対する譲渡所得の追加規定は、平成23年1月1日から。

市民税に関する経過措置としまして、市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が、納税通知書の送付後の適用の削除規定は、平成22年度以後について適用されません。

最後のページの固定資産税に関する経過措置の主なものといたしましては、平成21年6月4日から平成23年3月31日までに新築された長期優良住宅の固定資産税の減額は、平成22年度以後の年度分に適用となります。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第48号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

No.41 ○経済建設部長(三治金行君)

議案第48号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

を別添のように定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、既存の5地区に榎山地区計画を加えることに伴い必要があるからでございます。

改正理由といたしましては、榎山地区計画の都市計画決定を行うことに伴いまして、地区整備計画の建築物に関する事項について、建築基準法に基づき条例にて制限を加えるものでございます。

場所についてでございますが、間米町の榎山、前後町の大狭間、仙人塚の一部で仙人塚団地、大宮小学校の北側に当たります。面積は約 3.8 ヘクタールでございます。

内容についてご説明いたしますので、1枚おめくりいただきたいと思っております。

別表の第1、上段の部分でございますが、榎山地区整備計画区域を追加するものでございます。

次に、別表の第2でございますが、この表にありますように、このようなものを加えるものでございます。

中身についてご説明を申し上げたいと思っております。

この表は、2ページにわたっておりますので、少し見にくいと思っておりますが、次ページとあわせてごらんいただきながら見ていただきたいと思います。

表の左からでございますが、地区の名称で、榎山地区整備計画区域でございます。

次に、区域でございますが、全域でございます。

次に、建築物の用途の制限でありまして、1、一戸建住宅、2、一戸建兼用住宅、3、集会所、4、附属する建物でございます。

次に、容積率の最高限度を10分の10といたすものでございます。

次に、敷地の最低限度を200平米に制限するものでございます。

次に、壁面の位置の制限でございますが、道路境界につきましては1メートル以上、隣地の境界につきましては0.75メートル以上とするものでございます。

次に、高さの制限でございますが、建築物の軒の高さ7メートル、建築物の高さは10メートルを超えてはならないと、こういう規定でございます。

最後の欄でございますが、垣とさくの制限でありまして、ブロック塀、フェンスの制限であります。門柱については1.5メートル以下のもの、またフェンスの基礎部分については0.6メートル以下と、こういうことの制限をしてあるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年7月1日から施行するものでございます。

説明を終わります。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第49号について理事者より提案理由の説明を求めます。

竹原教育部長。

No.43 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、議案第 49 号 愛日地方教育事務協議会規約の一部改正についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 252 条の6の規定に基づいて、平成 21 年 10 月1日から、愛日地方教育事務協議会規約の一部を別紙のとおり改正するものであります。

この案を提出するのは、廃置分合により春日町が清須市に合併されることに伴い、愛日地方教育事務協議会を脱退し、団体数が減少することから、規約を改正する必要が生じたためであります。

内容のご説明をいたしますので、次のページをごらんいただきたいと思います。

改正文の第3条は、協議会の関係市町、いわゆる構成市町を規定したところでありますが、12 号の春日町を削除いたします。

次に、第6条は組織の委員数を規定したところでありますが、春日町の2名を減し、「24 人」を「22 人」に改めるものであります。

また、第 16 条第2項は、幹事会組織の委員数を規定したところですが、春日町の1名を減し、「12 人」を「11 人」に改めるものであります。

附則としましては、平成 21 年 10 月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 50 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民部長。

No.45 ○市民部長(平野 隆君)

では、議案第 50 号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、西春日井郡春日町が清須市に編入されることに伴いまして、尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数を減少させる必要があるからでございます。

内容の説明を行います。次のページをごらんいただきたいと思います。

3行目、第5条中「10 人」を「9人」に改めるとありますのは、組合の議会議員の定数を減ずるというものでございます。

別表は、組合を組織する市町でございまして、12 団体から 11 団体になるというものであります。

附則といたしまして、この規約は、平成 21 年 10 月1日から施行するということでありま

す。

以上で説明を終わります。

No.46 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 51 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

No.47 ○経済建設部長(三冶金行君)

それでは、議案第 51 号 尾張農業共済事務組合同規約の一部変更についてご説明をいたします。

尾張農業共済事務組合同規約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、平成 21 年 10 月 1 日から尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る尾張農業共済事務組合の規約の一部を別添のとおり変更したいので、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、尾張農業共済事務組合構成市町間の廃置分合に伴い、同組合管理者から同組合同規約中の関係規定の変更について協議を求められたため、本案を提出する必要があるからでございます。

改正理由といたしましては、尾張農業共済事務組合は 19 市町で組織されていますが、その組織構成市町のうち清須市と春日町が合併をいたしまして清須市になることによるものでございます。

1 枚はねていただきまして、第 2 条につきましては、組合を組織する地方公共団体を規定しているものでございまして、「、春日町」を削り、組合構成市町を 19 市町から 18 市町にするものでございます。

第 5 条につきましては、議会の組織及び議会の選挙を規定しているものでございまして、組合の議会の議員の定数について、「27 人」を「26 人」にするものでございます。

第 8 条につきましては、執行機関の組織及び選任を規定しているものでございまして、「、春日町」を削り、4 市町から 3 市町にするものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成 21 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

説明を終わります。

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 52 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.49 ○総務部長(山本末富君)

議案第 52 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,641 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 170 億 2,750 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、10 ページ、11 ページをお開きください。

4款1項2目の各種診断事業の成人病等委託料の 711 万 5,000 円の増は、主には、生活習慣病治療者が新たに対象となったための委託料の増でございます。

次の休日診療所運営事業の消耗品費の 100 万円の増は、新型インフルエンザ対策の費用でございます。

9款1項1目の常備消防事務事業の消耗品費の 169 万 1,000 円の増は、新型インフルエンザ対策の消防士用の感染防護キットを購入するものでございます。

10 款1項3目の教育振興事業の 332 万円の補正につきましては、説明欄にありますように、今回、4事業につき県の教育委員会より指定があり行うものであり、全額県の委託金で行うものでございます。

一番上にあります中学生が職場体験を行うあいち・出会いと体験の道場推進事業の 72 万円は、豊明、沓掛、栄の3中学校に、次の学校評価の充実・改善のための実践研究事業委託料の 140 万円は、三崎、双峰、大宮、唐竹の4小学校と豊明中学校に、次のページをお願いいたします。地域にはたらきかける学校づくり推進事業委託料の 40 万円は、豊明小学校が指定を受け、次の理科支援員等配置事業委託料の 80 万円は、小学校5年、6年の理科の観察実験等の体験的な学習の時間に理科支援員や特別講師を配置するもので、沓掛小学校が指定を受けております。

次は、10 款の5項1目でございますが、スポーツ振興事業の備品購入費の 329 万円は、とよあけマラソン実行委員会からの一般寄附により、スポーツ備品の購入をするものでございます。

次は、歳入のご説明を行いますので4ページ、5ページをお願いいたします。

2款1項1目の地方揮発油譲与税、2款2項1目の自動車重量譲与税、2款3項1目の地方道路譲与税は、関連しておりますのでまとめてご説明を申し上げます。

道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税が地方揮発油譲与税に 21 年の4月1日より名称変更されました。

これに合わせまして、地方道路譲与税も地方揮発油譲与税に名称変更され、この地方揮発油譲与税が2款の第1項に入ったため、今まで第1項にありました自動車重量譲与税が押し出される格好で2項になり、今まで2項であった地方道路譲与税が3項となり、地方道路譲与税の予算の中から 3,500 万円が地方揮発油譲与税のほうに動いたものでございます。

次のページをお願いいたします。

14 款3項6目1節の教育振興費委託金の 332 万円は、歳出のところでご説明しましたように、あいち・出会いと体験の道場推進事業を始め4つの事業の委託金でございます。

次の 16 款1項1目1節の一般寄附金は、とよあけマラソン実行委員会より寄附を受けるもの。

一番下の 18 款1項1目の繰越金は、今回の補正額の歳入不足する分を繰越金で充てるもので、344 万 9,000 円の増となるものでございます。

それから8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

19 款5項4目7節の雑入の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の 635 万 7,000 円の増につきましては、歳出の4款の衛生費の成人病診断等委託料が 711 万 5,000 円増になる分の広域連合の負担分でございます。

以上で説明を終わります。

No.50 ○議長(坂下勝保議員)

以上で日程7を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

神谷議会事務局長。

No.52 ○議会事務局長(神谷清貴君)

朗読いたします。

議員派遣の件

平成 21 年6月8日

豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 友好自治体議員合同研修会

- (1)派遣目的 住民交流の促進に係る行政施策の実情調査及び議員意見交換
- (2)派遣場所 長野県木曾郡上松町
- (3)派遣期間 平成 21 年7月 14 日から7月 15 日(2日間)
- (4)派遣議員 坂下勝保議員、月岡修一議員、中村定志議員、山田英明議員、

石橋敏明議員、村山金敏議員、松山廣見議員、榊原杏子議員、
伊藤 清議員、矢野清實議員、前山美恵子議員

以上でございます。

No.53 ○議長(坂下勝保議員)

ただいま議題となっております友好自治体議員合同研修会への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.54 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

友好自治体議員合同研修会への議員派遣については、豊明市議会会議規則第 159 条の規定により実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明6月9日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時35分散会

copyright(c) Toyoake City.